

実現しよう！最低賃金1000円・全国最賃制度 賃金の底上げで景気回復を！

2013年度最低賃金闘争ニュース No.9

大阪労連：大阪市北区錦町2-2 TEL 06-6353-6421

2013年8月21日

大阪最賃19円引き上げ 時間額819円 —大阪地方最低賃金審議会の答申—

8月21日、11時より大阪地方最低賃金審議会第304回総会が開催され、大阪労連からは、8名が傍聴しました。

冒頭、玉井金五審議会会長から「20日までに5回の専門部会が集中して開催されてきたが、使用者側と労働者側との意見の隔たりが大きく、公益を代表する見解については、公益・労働の代表は賛成、使用者は反対で全会一致に至らなかった。」とこの間の経過について報告されました。

続いて審議会では、中央最低賃金審議会の目安の考え方にに基づき、19円引き上げて、大阪最低賃金時間額819円とする公益委員見解について採決が行われ、結果は、会長を除く16名中、賛成10名、反対6名の賛成過半数で公益を代表する見解通りとなりました。（採決の詳細：賛成…労働者委員6、公益委員4（公益委員1名欠席）、反対…使用者委員6）

使用者側は、反対の理由として、「今回の中央最低賃金審議会の19円の目安は根拠が明確ではない。法律の中にある支払い能力などにも配慮が必要であり、雇用の維持も大切なものであるため、根拠のない目安には賛成出来ない。」と主張しました。

その後、大阪労働局長に審議会から大阪最低賃金時間額819円とする答申が行われました。

答申後に会長が意見を求めると、再度使用者から、「今回819円は、やはり影響が大きい。中小企業、小規模事業所では生産性の向上なくしては出来ない。雇用の維持は大切であり、労働局や省庁の壁を超えて、施策を行ってほしい。」と意見が述べられました。

今回の大阪の答申は、中央の目安そのまま大阪地方最低賃金審議会としての上積みはありません。2020年までに1000円を目指すとした「雇用戦略対話」の政労使合意がないがしろにされています。

今後の取り組み

大阪最賃の改訂答申に対する異議申出書の提出行動

日時 9月5日（木）10：00（集合 9：45）

場所 合同庁舎第2号館1階ロビー

